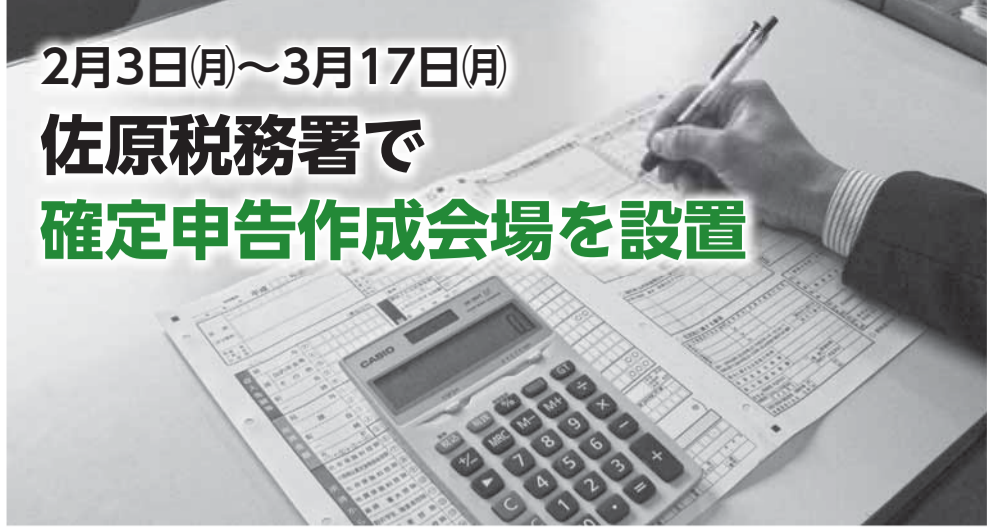


2月3日(月)～3月17日(月)

佐原税務署で 確定申告作成会場を設置



佐原税務署では、次のとおり確定申告作成会場を設置します。

■期間

2月3日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

■時間

9時～17時 受付8時30分

※会場が混雑している場合、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください

※確定申告書作成のために来署する場合は、右記期間にお越しください

復興特別所得税が創設

平成25年分から平成49年分(25年間)まで、復興特別所得税(原則と

して各年分の所得税額の2.1%)を所得税と合わせて申告・納付することになります。

※給与所得者は、平成25年1月1日以降に支払いを受ける給与などから復興特別所得税が源泉徴収されています

年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

所得税の確定申告をしなければならぬ人

■事業所得や不動産所得などがある人
所得金額の合計額から所得

控除の合計額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて、残額のある人

■給与所得があり次に該当する人

- ◇給与の収入金額が2000万円を超える人
- ◇給与を1カ所から受けており、給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ◇給与を2カ所以上から受けており、年末調整をされなかつた給与収入と給与所得以外の所得金額の合計額が20万

平成26年度から個人住民税の均等割額が引き上げ

4千円から5千円に(平成35年度まで)

東日本大震災からの復興に関し、全国の地方公共団体で緊急に実施する防災・減災事業の財源を自主的に確保できるよう、地方税の臨時特例に関する法律が制定されました。

これを受け香取市も、事業に係る財源を確保するため、平成24年6月市議会定例会で市税条例の一部を改正。平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割額を500円引き上げることになりました。

なお、県民税も同様の改正が行われています。

問い合わせ
税務課 ☎(50)1242

均等割額(年額)	現行(平成25年度まで)	特例期間(平成26年度～平成35年度)
県民税	1,000円	1,500円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

**平成25年度で終了
おみがわ聖苑霊柩車を廃止します**

平成25年12月議会で霊柩車関係の条例廃止が可決され、3月末をもっておみがわ聖苑霊柩車を廃止することが決定しました。

主な廃止理由

公営霊柩車の運行割合低下、経費削減と利用者負担の増加抑制、車両の老朽化が主な廃止理由です。

**民間霊柩車の利用を
お願いいたします**

4月1日以降の葬儀にあたっては、霊柩車利用を民間葬祭業者に依頼する必要があります。皆さんのご理解をお願いします。



問い合わせ
市民課 ☎(50)1210

就学通知書を送付します

新入学児童・生徒の保護者宛てに、就学通知書を送付します。就学通知書には、入学する学校名および入学式の日時などが記載されています。入学式には、必ずこの通知書を持参してください。



なお、入学児童・生徒のいる家庭で、次のような場合には学校教育課に問い合わせください。

◇1月31日(金)までに就学通知書が届かない

◇入学までに転出・転居その他の異動事項がある
◇私立の小中学校へ入学する
問い合わせ
学校教育課 ☎(50)1239